

# はじめに

——「まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち」

これは、第7次小樽市総合計画の基本構想として掲げる環境・景観分野におけるまちづくりのテーマです。

私たちのまち小樽市は、海や山など豊かな自然と先人が築き上げた歴史と文化が織りなす、情緒あるまちなみが多くの人を魅了しています。この魅力は、かけがえのない財産であり、将来の世代へ引き継ぐことが私たちの責務でもあります。そのため、平成27(2015)年に第1次となる「小樽市環境基本計画」を策定し、望ましい環境像として「豊かな自然に包まれ 歴史と文化が息づく 快適空間 … とともに守り 未来へつなぐ 環境にやさしいまち 小樽」を掲げ、その実現に向けて六つの環境分野の基本目標達成のために取り組んできました。

しかしながら、私たちを取り巻く環境の情勢は日々変化し、人類は今、深刻な環境危機に直面しています。令和5(2023)年5月のG7広島首脳コミュニケ(共同声明)では、「我々の地球は、気候変動、生物多様性の損失及び汚染という三つの世界的危機に直面している」と明確に述べられました。とりわけ地球規模での環境問題である気候変動問題は、気候危機とも言われ、気候変動対策に取り組む動きが加速化しています。

こうした状況を踏まえ、私たちの生活に大きな影響を及ぼす様々な環境問題に対する施策を具体化するため、この度、「第2次小樽市環境基本計画」を策定しました。本計画では、新たな望ましい環境像として「みんなで学ぶ 豊かな自然と歴史と文化 未来につなぐ 地球にやさしい美しいまち 小樽」を掲げ、この実現を目指して、今後6年間における環境の保全及び創造に関する施策や、市民・事業者の皆様のご取組指針を定めております。

市民や事業者の皆様と連携・協働しながら、本計画における望ましい環境像の実現に向け、まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまちづくりの推進に努めてまいりますので、一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定に当たり、アンケートやワークショップなどで貴重な御意見をいただいた市民・事業者の皆様をはじめ、熱心に御審議いただきました小樽市環境審議会の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和7(2025)年1月

小樽市長 迫 俊 哉





# 目 次

## 第1章 計画の基本的事項

1 計画改定の背景・目的	2
2 計画の位置付け	3
3 計画の対象	4
4 計画の期間	4
5 各主体の役割	5
6 計画の構成	6

## 第2章 社会動向と小樽市の概況

1 環境を取り巻く社会動向	8
2 小樽市の概況	14

## 第3章 環境の現状と課題

1 地球環境	25
2 自然環境	32
3 廃棄物・資源循環	42
4 社会環境	45
5 生活環境	49
6 環境学習・環境活動	55
7 ワークショップ	59
8 環境に対する市民の満足度・重要度調査	60
9 環境に対する事業所の充実希望度・重要度調査	62
10 小樽市の課題のまとめ	64

## 第4章 望ましい環境像と基本目標

1 望ましい環境像	66
2 基本目標	69
3 施策体系	70

## 第5章 施策の展開

1 施策展開の考え方	72
2 施策の内容	73
基本目標1 地球環境	74
基本目標2 自然環境	78
基本目標3 廃棄物・資源循環	82
基本目標4 社会環境	86
基本目標5 生活環境	90
基本目標6 環境学習・環境活動	94

## 第6章 気候変動への適応（小樽市気候変動適応計画）

- 1 計画策定の背景・目的…………… 100
- 2 将来予測と意識調査…………… 104
- 3 気候変動の影響への適応策…………… 108

## 第7章 計画の推進体制と進行管理

- 1 計画の推進体制…………… 116
- 2 計画の進行管理…………… 117

## 資料編

- 1 小樽市環境基本条例…………… 120
- 2 計画策定の経過…………… 124
- 3 小樽市環境審議会…………… 124
- 4 小樽市環境ワークショップ実施結果…………… 125
- 5 小樽市の環境に関する市民アンケート（意識調査）…………… 125
- 6 小樽市の環境に関する事業所アンケート（意識調査）…………… 125
- 7 環境基準など…………… 126
- 8 その他資料…………… 137
- 9 用語集…………… 142

文章中などにおいて\*が付く用語は、資料編の「9 用語集」に解説を掲載





# 第1章

## 計画の基本的事項

## 1 計画改定の背景・目的

### (1) 背景

本市は、平成22（2010）年6月に制定した「小樽市環境基本条例\*」に掲げる基本理念の実現に向け、平成27（2015）年2月に「小樽市環境基本計画」（以下「前計画」という。）を策定し、環境施策を総合的かつ計画的に推進してきました。

しかし、平成27（2015）年に国連総会\*において、令和12（2030）年に向けた「持続可能な開発目標(SDGs)\*」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ\*」が採択されるとともに、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)\*において、新たな気候変動対策に関する「パリ協定\*」が採択され、地球温暖化\*対策は世界規模で加速化するなど、策定から現在までに、地球環境を取り巻く動向は、大きく変化しています。

このような中、国では、第六次環境基本計画（令和6（2024）年5月閣議決定）において、現在、私たちが直面している気候変動、生物多様性\*の損失\*、汚染という地球の三つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の構築を目指すべき持続可能な社会の姿として掲げています。また、平成30（2018）年12月に施行された「気候変動適応法」では、既に生じている（あるいは将来予測される）気候変動の影響による被害を回避・軽減させる「適応策」の推進を法的に位置付け、温室効果ガス\*の排出の抑制などを行う「緩和策」と「適応策」の両輪により社会全体で取り組んでいくことが求められました。その後、令和2（2020）年10月に温室効果ガス排出量を実質ゼロとする2050年カーボンニュートラル\*が宣言され、令和3（2021）年5月には「地球温暖化対策の推進に関する法律\*」が改正され、脱炭素\*社会の実現に向けた基本理念が明記されました。

本市では、令和元（2019）年10月に「第7次小樽市総合計画\*」を策定し、その基本構想に「まちなみと自然が調和し、環境にやさしいまち」をまちづくりのテーマの一つとして掲げているほか、令和3（2021）年5月に「ゼロカーボン\*シティ小樽市」を表明し、脱炭素社会の実現に向けて、生活環境及び自然環境の保全との調和を図りながら、取組を推進することとしています。

### (2) 目的

前計画が令和6（2024）年度を以って計画期間が終了することに加え、前述のように地球環境を取り巻く動向が大きく変化していることから、時代の変化に即した「第2次小樽市環境基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、小樽市環境基本条例第3条に掲げる環境の保全及び創造に関する四つの基本理念の実現に向け、本市の目指すべき環境の将来像や目標を示し、様々な環境問題、そして、顕在化する気候変動の影響に対応するため、地域気候変動適応計画\*を内包した総合的な環境施策を計画的に推進することを目的とします。

#### 小樽市環境基本条例に掲げる「四つの基本理念」

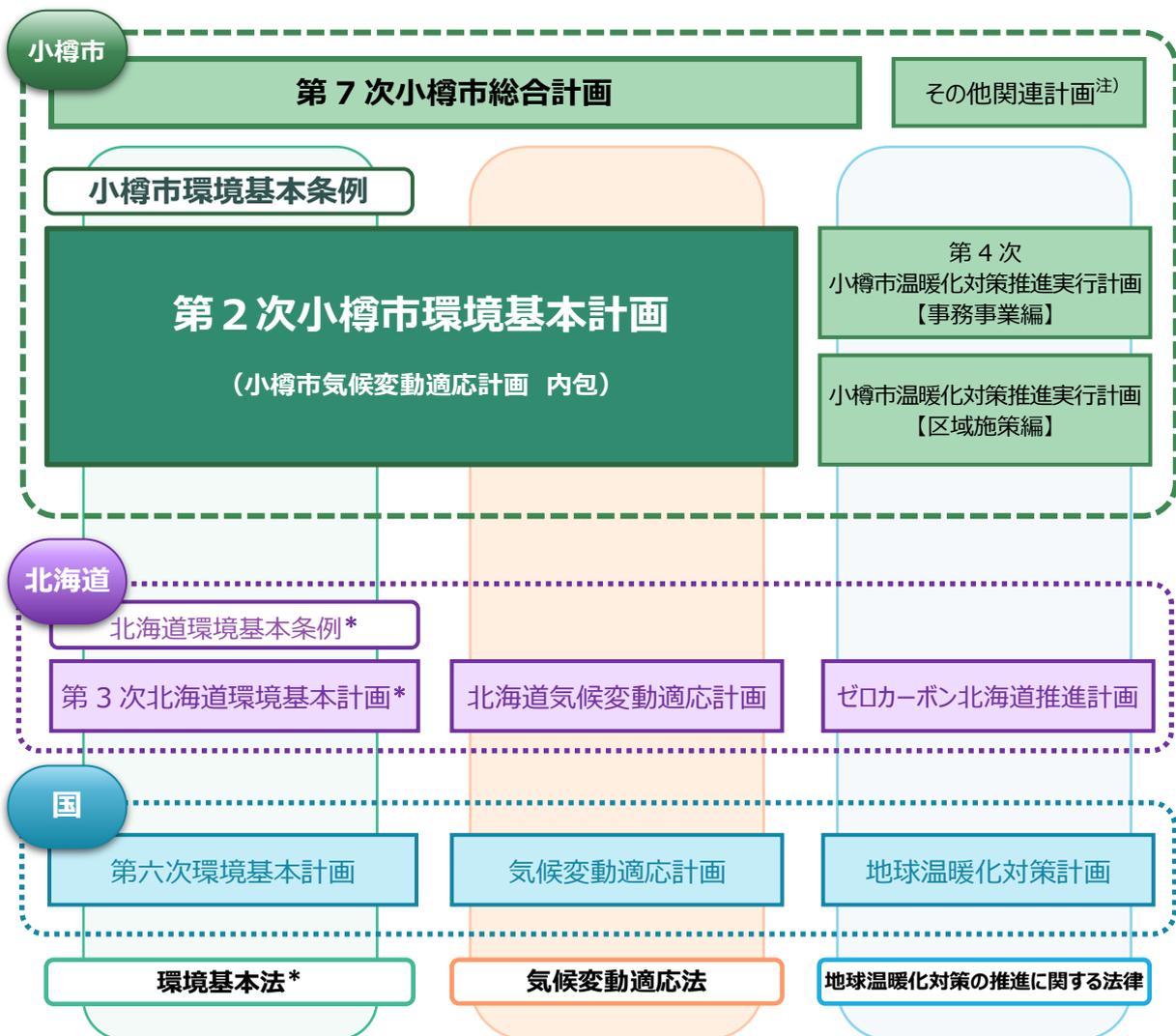
- 1 良好な環境を確保し将来の世代へ継承していく
- 2 環境への負荷の少ない持続的発展可能な社会を構築する
- 3 市民、事業者、市が相互に協力・連携する
- 4 地球環境保全に自主的かつ積極的に取り組む

## 2 計画の位置付け

本計画は、小樽市環境基本条例第8条に基づく環境の保全及び創造に関する基本的な計画として位置付け、本市の目指すべき環境の将来像や目標を示し、様々な環境問題に対処するための環境施策を総合的かつ計画的に推進するための環境行政のマスタープラン\*として策定します。また、本計画には「小樽市気候変動適応計画」(第6章)を内包し、気候変動適応法第12条に基づく地域気候変動適応計画として位置付けます。

実施に当たっては、「小樽市総合計画」のほか、本計画に関連する本市の個別計画、国及び北海道の関連計画とも整合を図り推進していきます。

### ■ 計画の位置付けと関連計画



#### 注) 本計画に関連する本市のその他個別計画

- ・小樽市一般廃棄物処理基本計画
- ・小樽市景観計画
- ・小樽市森林整備計画
- ・第2次小樽市緑の基本計画
- ・小樽市都市計画マスタープラン など



## 5 各主体の役割

環境問題を解決し、環境と共生した持続可能な社会を築いていくためには、市民、事業者、市が環境に対する責任を自覚し、自主的に取り組んでいくとともに、相互に連携・協力していくことが重要です。そのため、本計画を推進する主体は、市民、事業者、市とし、各主体の役割は「小樽市環境基本条例」に規定するそれぞれの責務を果たすことです。

### ■市民

- ① 日常生活において、資源及びエネルギーの消費などによる環境への負荷を低減するように努めなければならない。
- ② 環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

### ■事業者

- ① 事業活動を行うに当たっては、公害の防止、廃棄物の適正な処理その他の必要な措置を講ずるとともに、緑化、資源の循環的な利用その他環境への負荷の低減に努めなければならない。
- ② 環境の保全及び創造に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

### ■市

- ① 環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- ② 環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- ③ ①の施策の実施に当たっては、本市を訪れる者に対しても、その協力が得られるように、当該施策の周知に努めなければならない。

## 6 計画の構成

### 第1章 計画の基本的事項

- |              |           |         |
|--------------|-----------|---------|
| 1 計画改定の背景・目的 | 2 計画の位置付け | 3 計画の対象 |
| 4 計画の期間      | 5 各主体の役割  | 6 計画の構成 |

### 第2章 社会動向と小樽市の概況

- 1 環境を取り巻く社会動向  
(1)国際的な動向 (2)国の動向 (3)北海道の動向 (4)小樽市の動向
- 2 小樽市の概況  
(1)位置・地勢 (2)沿革 (3)気象 (4)人口・世帯 (5)産業 (6)交通 (7)港湾

### 第3章 環境の現状と課題

- 1 地球環境  
(1)地球温暖化 (2)気候 (3)エネルギー (4)市民意識
- 2 自然環境  
(1)森林 (2)河川 (3)海岸 (4)保全地域・樹木 (5)植物 (6)動物  
(7)自然とのふれあいの場 (8)市民意識
- 3 廃棄物・資源循環  
(1)ごみの処理 (2)3R ～ リデュース・リユース・リサイクル (3)市民意識
- 4 社会環境  
(1)公園・緑地 (2)水辺 (3)景観 (4)歴史的・文化的遺産 (5)市民意識
- 5 生活環境  
(1)大気 (2)水質 (3)騒音・振動・悪臭 (4)公害苦情 (5)市民意識
- 6 環境学習・環境活動  
(1)環境学習 (2)環境情報 (3)環境活動 (4)市民意識
- 7 ワークショップ\*
- 8 環境に対する市民の満足度・重要度調査
- 9 環境に対する事業所の充実希望度・重要度調査
- 10 小樽市の課題のまとめ

### 第4章 望ましい環境像と基本目標

- |           |        |
|-----------|--------|
| 1 望ましい環境像 | 2 基本目標 |
| 3 施策体系    |        |

### 第5章 施策の展開

- 1 施策展開の考え方
- 2 施策の内容
 

・基本目標1 (地球環境)	・基本目標2 (自然環境)
・基本目標3 (廃棄物・資源循環)	・基本目標4 (社会環境)
・基本目標5 (生活環境)	・基本目標6 (環境学習・環境活動)

### 第6章 気候変動への適応 (小樽市気候変動適応計画)

- |                |             |
|----------------|-------------|
| 1 計画策定の背景・目的   | 2 将来予測と意識調査 |
| 3 気候変動の影響への適応策 |             |

### 第7章 計画の推進体制と進行管理

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1 計画の推進体制 | 2 計画の進行管理 |
|-----------|-----------|